

# 「大宮小いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止にむけての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校は迅速かつ組織的に対応するため、「いじめ」に対する認識を、全教職員で共有する。

### いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第二条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (2) いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、「いじめは絶対に許されない」という意識をもたせる指導を行う。
- (3) いじめに関する学校の対応は、杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアル(杉並区教育委員会)に沿って行う。

## 2 未然防止のための取組方針

- (1) あたたかい人間関係を築く子どもの育成【教育活動全般】
- ・偏見や差別をなくし、誰にでも誰とでも同じように接することができる子どもを育てる。
  - ・人・もの・自然とのふれあいを通して、自他のかけがえのない命の大切さを考え、他を思いやり、他を尊重できる子どもを育てる。
  - ・自分から進んで気持ちのよいあいさつができる子どもを育てる。
- (2) 児童が道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養う
- ・5、6月及び9、10月の「いのちの教育月間」において、児童が生命の大切さや人生のかけがえのなさを実感する道徳の授業を行う。
  - ・道徳授業地区公開講座において児童の道徳性を養う授業を行うとともに、保護者や地域に公開し、地域社会全体で道徳教育を推進する。
- (3) いじめに関する授業の実施
- ・年に3回いじめに関する授業を実施し、いじめについての正しい理解を促すとともに、いじめ防止のために必要な資質・能力の育成を図る。
- 資料：東京都教育委員会いじめ総合対策【第二次・一部改訂】(下巻)実践プログラム  
新しい道徳【東京書籍】
- (4) 教職員のいじめ防止に向けた研修の実施
- ・年度初め4月の職員会議において、「大宮小いじめ防止基本方針」を全職員で確認する。
  - ・年3回以上のいじめに関する校内研修(4月、6月、11月)を実施し、いじめ防止に対応する教職員の資質・能力の向上を図る。

## 3 早期発見のための取組

- (1) 心のアンケートの実施
- ・年3回の「ふれあい月間」に合わせ、全児童対象に心のアンケートを実施し、情報収集を図る。(6月、11月、3月)

- (2) 生活指導に関する情報交換を主にした生活指導夕会の開催
  - ・毎週火曜日に設け、生活指導上の情報共有を図り、迅速な対応が図れるようにする。
  - ・毎月、月末最後の生活指導夕会を学校いじめ対策委員会と位置付け、定期的に情報共有を行うことで、いじめ防止に関する意識を高める。
- (3) 管理職への報告
  - ・生活指導上気になる情報を得た際には、学年内で共有するとともにすぐに管理職に報告する。関係する教職員と情報を共有し、組織的に解決を図る。

#### 4 学校いじめ対策委員会

- (1) いじめ（いじめの疑いがある場合も含む）を発見したら、杉並区いじめ防止対策推進基本方針に基づき、「学校いじめ対策委員会」を開催することとする。構成員は校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、関係教員、養護教諭、教育相談コーディネーター、S C等（※状況に応じてS S W）とする。
- (2) いじめの発見や通報を受けた教職員は、直ちに管理職に報告し、校長は速やかに「学校いじめ対策委員会」を招集して情報を共有し、対応を協議する。
- (3) 関係職員は速やかに、関係児童からの聞き取りを行い、事実確認をする（複数教員で組織的に）。
- (4) 学校いじめ対策委員会において情報共有を行い、いじめ対応マニュアルに則って、組織的に対応策を講じる。
- (5) いじめ問題への対応や指導の記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級、進学の際に、適切に指導を引き継げるようにする。（卒業後5年間保存）
- (6) 発見したいじめについては、解消と判断されてからも3か月間は経過観察期間とし、被害児童、加害児童共にその様子を複数の教員の目で見守る。3か月経過後も、観察を継続する。

#### 5 教育委員会や関係諸機関等との連携

- (1) いじめが発見された場合、済美教育センター教育SATに報告するとともに、高井戸警察署等の関係機関の協力を得て解決に取り組むとともに、その再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、躊躇することなく、高井戸警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の時間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに、教育委員会へ報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。

#### 6 保護者への連絡と支援、助言、協力依頼

- (1) 被害児童の保護者に速やかに事実関係を伝え、被害児童に対する支援等の対応について丁寧に説明する。また、児童を守るために必要な学校対応への協力を保護者に依頼する。
- (2) 加害児童の保護者に速やかに事実関係を伝え、学校の対応を説明するとともに必要な助言を行う。また、いじめ問題解決をするための学校対応への協力を保護者に依頼する。

#### 7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑みて、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

※懲戒とは、「児童に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割り当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。（平成25年9月20日文科科学省『第4回いじめ防止基本方針策定協議会』資料による）」との見解とする。）

#### 8 学校評価の実施

いじめ防止等への取組について学校評価を行い、学校運営協議会による学校関係者評価とも合わせて改善を図っていく。